

【令和2年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和2年6月3日 総務委員長 河野 ゆかり

○「議案第102号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 本補正予算に計上されている中小企業に対する経済対策が、議会からの意見を十分に反映させられないスケジュールで提案されたことについて

市民のために執行部と議会が両輪となり、現在の難局を乗り越えていくべきであると考えており、議会とのコミュニケーションが不足していたという指摘については、真摯に受け止めていきたいと考えている。

- * 小規模事業者臨時給付金の事業構築における地元中小企業の実態把握について

所管局である経済労働局からは、中小企業の下支えとなるべく、可及的速やかな給付の実現を優先して事業構築を行ったと聞いている。

- * 市からの補助金が交付されているNPO法人等が小規模事業者臨時給付金の支給対象となることへの考えについて

委員から5月22日の総務委員会において同様の指摘があった点は初めて把握したところであるが、ごもっともな指摘であると感じている。委員指摘のケースについては、10万円を支給する段階において、各団体の収支にどう影響し、どのようになるか確認をしていく必要があると考えている。

- * 県内自治体を実施する小規模事業者向け給付事業における補助額の把握状況について

小規模事業者臨時給付金の支給額の決定に当たっては、他都市の例を十分に調査した上、特に近隣である横浜市及び相模原市の例を参考に、その額を10万円と設定したところである。

- * 給付対象となる前年同月比の売上減が30%以上50%未満の事業者が市内中小企業の3分の2に上るとした根拠について

所管局である経済労働局からは、東京商工リサーチによって5月に公表された令和2年4月における前年同月比の売上減について、0%と回答した事業者が16%、国の持続化給付金の対象となる50%以上と回答した事業者が18%であったため、これらを除いた約66%を「3分の2」として計上したと聞いている。なお、これらの回答は令和2年4月の状況であり、この時点で前年同月比の売上減が0%以上30%未満である事業者についても、今後、本市事業の給付対象である30%以上50%未満の枠に入り得ることから、これらの事業者も含め、「3分の2」としたものである。

- * 前年同月比の売上減が0%以上50%未満の事業者を全て給付対象とすることの検討の有無について

所管局である経済労働局からは、小規模事業者臨時給付金のスキーム構築に当たって、給付額を一律10万円とすることで仕組みを簡素化し、迅速に事業を実施することを優先したため、前年同月比の売上減が30%以上50%未満の事業者を給付の対象としたものと聞いている。

*** テイクアウト等参入促進事業補助金に係る事業費の積算根拠について**

所管局である経済労働局からは、4月20日から5月の大型連休明けまでの期間において、本市にテイクアウト等を実施する旨の登録を行った事業者の数が約180件であったため、その倍として350件と想定したものと聞いており、今回の事業費はその件数に1事業者当たりの支給限度額10万円を乗じたものである。

*** 予算捻出のための不要不急な事業の精査状況について**

減債基金からの借入れは、予算の財源として最終手段であると認識しているところである。現在、予算の捻出のため、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う東京オリンピック・パラリンピック関連事業の延期を始めとした事業の見直しを行うことで、不要となる予算の精査を進めており、5月25日現在、一般財源ベースで2億3,800万円の捻出が見込まれるところである。この財源については適時適切なタイミングで減額補正を行い、次期定例会以降において補正予算として提案していきたいと考えている。

《意見》

* 市内中小企業に対する経済対策に係る議会の意見反映が十分に行えないスケジュールで本補正予算が提案されるに至った原因は、議会とのコミュニケーション不足である。未曾有の危機管理事象が生じている現状からも、今後より一層、執行部と議会が連携を図って各種対策を進めていけるよう、各種の取組を進めてほしい。

* 本市における小規模事業者臨時給付金の実施は県内33自治体のうち27番目に行われたものであるが、県内では大和市が50万円、茅ヶ崎市が30万円の支給額としていることを始め、概ね20万円程度とする自治体が多く、本市は支給額についても低水準である。市内の小規模事業者の実態を調べた上での設定額とは思えないため、今後は地元の実態を適切に把握した上で、市内中小企業に対する経済支援対策を適切に進めてほしい。

* 東京商工リサーチによる令和2年4月における前年同月比の売上減が小規模事業者臨時給付金の対象となる30%以上50%未満と回答した事業者の割合は約18%と聞いており、0%以上30%未満と回答した事業者は差引き約48%と考えられるところである。事業費の算定に当たってこれらを合算し、給付金の対象となる市内中小企業の割合を3分の2とした点は理解しがたく、本補正予算の額を大きく見せているものであると感じる。今後は、国からの給付金等の動向を始めとした全体的な社会状況を踏まえ、市内中小企業に対する支援策を適切に進めてほしい。

* 借入れや返済等をしながらも、自己資金を基に運営していくことが本来の事業者の経済活動の在り方であり、本市からの補助金が支出されているNPO法人等についても小規模事業者臨時給付金の対象となっている点に関しては、考え方を整理する必要があると考える。本市における補助金の考え方及び小規模事業者臨時給付金の給付対象の考え方を見直し、補助金及び給付金の額がそれぞれ適正であるか否かを含め、適切な支出がなされるよう検討を行った上で事業を進めてほしい。

い。

- * 仮に月に100万円の売上がある事業者であれば、そのうち90万円程度はテナント料を含む経費等への支出に充てられているのが地元の中小企業の実態である。例えば、給付の対象とならない前年同月比の売上減が20%の事業者においても、経営者自身の給与や住居の賃借料すら支払うことができないという切実な声が寄せられている。このような声を適切に把握し、今後における補助金増額等の追加対策を検討してほしい。
- * 県の実施する非対面ビジネスの構築に掛かる経費に対する補助が対象経費の4分の3以内、上限額100万円とされていることに対して、本市のテイクアウト等参入促進事業補助金の制度は残る4分の1を補填するものではなく、上限まで両制度を活用したケースにおいても県の補助額100万円に10万円がプラスとなるだけであり、金額的にもメリットが少ないものであると感じる。スピードを重視して市内中小企業に対する各種経済対策のスキームを構築した点は一定程度理解するが、事業費についても積算根拠が希薄であるなど、県の補助開始に後れを取った上、拙速に事業提案がなされている印象が否めない。今後、補助の増額を実施するなど、可能な限り、市内中小企業に対する追加の支援策を講じてほしい。
- * 本補正予算における財源として減債基金からの借入れを20億円充てている一方、不要不急な事業の見直しから捻出が見込める額が2億3,800万円にとどまっている点については、まだまだ不十分であると感じる。財政局として他局に対して厳しく切り込み、聖域なき改革を行うことで財源の捻出を行い、市民に必要な支援策が実現できるよう、引き続き取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決